

安心・安全のために

障害者虐待を防ぐために

虐待かもと思ったら…

障害者虐待防止センター(みのおライフプラザ 地域包括ケア室)

虐待は未然に防ぎ、小さな兆候を見逃さず早期発見することが大切です。虐待を受けた障害者、または障害者が虐待されていることに気づいた場合は、ひとりで抱え込まず、障害者虐待防止センター(みのおライフプラザ 地域包括ケア室)までご連絡ください。

受付時間	通報・連絡先
月～金曜日 午前8時45分～午後5時15分 (祝日及び12月29日～1月3日を除く)	電話:727-9501 ファクス:727-3539
休日・夜間(上記以外)	電話:727-9500 ファクス:727-3539

※休日・夜間にファクスでご連絡いただいた場合は、内容の確認が翌開庁日となります。

こんなことは虐待になります

①身体的虐待

障害者に暴行を加えることや、正当な理由無く身動きがとれない状態にすること。

例えば

- 殴る、蹴る ● 閉じ込める
- 不要な薬を飲ませる など

②性的虐待

障害者に無理矢理わいせつな行為をしたり、させたりすること。

例えば

- 性交 ● 裸にする
- わいせつな話をする など

③心理的虐待

暴言を吐く、拒絶的な対応をとるなど、障害者に精神的な苦痛を与えること。

例えば

- 怒鳴る ● 悪口を言う
- 無視する など

④放棄・放置(ネグレクト)

食事や入浴など、障害者が必要とする介助をせず、放置すること。

例えば

- 食事を与えない
- 必要な福祉サービスを受けさせない など

⑤経済的虐待

障害者の年金や賃金などを、勝手に使うこと。また障害者に金銭を与えないこと。

例えば

- 年金を渡さない
- 理由無く必要な賃金を渡さない など



障害者の差別解消のために

差別的な待遇を受けたら

問合せ窓口 みのおライフプラザ 障害福祉室
電話:727-9506 ファクス:727-3539

障害を理由とする差別をなくすため、障害者の差別の解消に関する相談を受け付けています。障害者、ご家族、支援者、その他どなたでも相談できます。市役所や民間事業者などに関する相談も受けています。次の相談窓口のうち使いやすい窓口にご相談ください。

相談窓口

障害福祉室	萱野5-8-1 みのおライフプラザ内	電話:727-9506 ファクス:727-3539
人権施策室	稲1-14-5 市役所第3別館2階	電話:724-6720 ファクス:725-8360
委託相談支援事業所	P6の相談窓口をご覧ください。	

※差別内容に関係するそれぞれの市役所窓口でも、ご相談を受け付けています。

障害者差別解消法では、行政機関や事業者による「不当な差別的取り扱い」を禁止するとともに、「合理的配慮の提供」を義務としています。

不当な差別的 取り扱い	障害を理由として、正当な理由もなくサービスの提供を拒否することや、提供にあたって制限や条件をつけること
合理的配慮	社会的なバリアを取り除くため、障害者から何らかの対応を求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること

例えば



お店に入ろうとしたら、車いすを利用していることを理由に断られた。



聴覚障害があると伝えたのに、必要な情報を音声でしか伝えられなかった。

権利を守るために

成年後見制度

問合せ窓口 大阪家庭裁判所 後見センター
電話:06-6943-5872

成年後見制度とは、知的障害や精神障害、認知症などのために、判断能力が十分でないかたの財産や権利を守るための制度です。本人に代わって法的手続きや財産管理を行う後見人を選びます。

任意後見	将来、自分の判断能力が不十分になったときのため、事前の契約によって、自分で後見人や後見内容を決めておく制度です。
法定後見	家庭裁判所が適切な後見人などを選びます。 配偶者や4親等内の親族などが、本人がお住まいの地区の家庭裁判所へ、申立てをすることができます。

成年後見制度の利用支援

問合せ窓口 みのおライフプラザ 地域包括ケア室
電話:727-9501 ファクス:727-3539

知的障害または精神障害により判断能力に不安があり、かつ身寄りがいないなどの理由で、成年後見の申立てができないかたについて、市が代わりに申立てを行います。

また、生活保護受給者や、それに準ずるかたで、費用の負担が困難な場合は、申立費用や後見人等への報酬を一部助成します。

成年後見制度に関する相談窓口

高齢者・障害者 総合支援センター 「ひまわり」	高齢者・障害者の法的な問題について、弁護士が専門的な法律相談等に応じています。 【相談時間】 月～金曜日 午後1時から午後4時	大阪市北区西天満1-12-5 (大阪弁護士会館1階) 電話:06-6364-1251
成年後見センター・ リーガルサポート 大阪支部	成年後見制度や、高齢者・障害者のかたの財産管理などについて、司法書士が無料で電話または面接で相談に応じています。 【相談時間】 《電話相談》月～金曜日 午後1時から午後4時 《面接相談》毎週木曜日(場所:大阪司法書士会館) 午後1時から午後4時 (予約不要・受付時間:午後3時30分まで)	大阪市中央区和泉町1-1-6 (大阪司法書士会館内) 電話:06-4790-5643 《電話相談》 電話:06-4790-5656
コスモス成年後見 サポートセンター 大阪府支部 「コスモスおおさか」	会員である行政書士が成年後見制度に関する相談に応じています。 【相談時間】 《電話相談》月～金曜日 午前10時から午後5時 (折り返しのお電話となります) 《対面相談》①お電話いただければ大阪府内どこでも無料で訪問します。 ②毎月無料相談会を開催しています。 ※日時や場所などの詳細は電話でお問い合わせください。	大阪市中央区南新町1-3-7 (大阪府行政書士会館内) 電話:06-6943-7517 ファクス:06-6941-5497
大阪社会福祉士会 相談センター 「ぱあとなあ」	福祉の専門職である社会福祉士の会員が担当し、相談に応じています。 【相談時間】 月～金曜日 午前10時から午後6時	大阪市中央区谷町7-4-15 (大阪府社会福祉会館1階) 電話:06-4304-2727 ファクス:06-4304-2773

※各相談日は、祝日、年末年始を除きます。

まかせてねット(日常生活自立支援事業)

問合せ窓口 社会福祉協議会 相談支援課 まかせてねット担当
電話:749-1575 ファクス:727-3590

福祉サービスの利用や日常の各種支払い、お金の管理などに不安を感じており、自分で手続きを行うのが難しいため代理、代行してほしいと考えているかたを、契約に基づき支援します。

対象者	認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分なかたが対象になります。自分ひとりで契約などの判断をすることが不安なかたや、お金の管理に困っているかたなどが利用できます。 ・箕面市内に在住のかた ・契約時に契約能力のあるかた ・契約の意思を確認できるかた (社会福祉施設入所中や入院中のかたも対象となります。)	※利用するかた本人のサービス利用意思が必要です。
支援内容	(1)福祉サービスの利用 福祉サービス等を利用するために必要な申請手続きや支払手続きの代行を行います。 (2)金銭の管理 預貯金の出し入れや公共料金の支払いなど、日常生活の金銭管理を代理、代行します。 (3)預かりサービス 通帳や証書などの財産を金融機関の貸金庫に保管し、悪質業者などによる財産被害を防止します。	
費用	月額基本料……0～3,000円(市府民税課税状況に応じて異なります。) 支援員活動料…活動1回あたり0～1,000円(市府民税課税状況に応じて異なります。) ※その他、預かりサービス利用の場合、別途500円/月が必要です。	
手続き	社会福祉協議会 相談支援課 まかせてねット担当にご相談ください。	